

令和元年度 計画・条例等一覧【市民参画対象】

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市まちづくり総合計画 第3期中期プラン	<p>【目的】 花巻市まちづくり総合計画に掲げる将来都市像を実現するため策定</p> <p>【内容】 目標年次までに取り組む施策の方向や数値目標、主要事業等</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 令和2年度～令和5年度</p>	キ 特に必要		
2	花巻市子ども・子育て支援事業計画	<p>【目的】 子ども・子育て支援法に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として策定</p> <p>【内容】 ・教育・保育提供区域ごとの教育・保育の利用見込み及びその確保方策 ・地域子ども・子育て支援事業の利用見込み及びその確保方策 ・計画の推進体制 等</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 令和2年度～令和6年度</p> <p>【関係法令】 子ども・子育て支援法第61条</p>	ア 計画		

1 参画の対象

対象の名称	花巻市まちづくり総合計画第3期中期プラン	対象区分	特に必要と認められるもの
対象の内容	【目的】花巻市まちづくり総合計画に掲げる将来都市像を実現するため策定 【内容】目標年次までに取り組む施策の方向や数値目標、主要事業等 【区分】実施計画 【計画期間】令和2年度～令和5年度		

2 選択した市民参画の方法

方法①	意見交換会の開催
名称	地域説明会
時期及び回数	令和元年10月 4回
周知方法及び周知時期	関係団体等（素案策定に際して意見を聴取した団体）に対しては開催日の2週間以上前に郵送により通知する。（令和元年9月下旬） 市民に対しては広報はなまき（令和元年10月1日号）、市HP（令和元年10月上旬）等により周知する。
対象者（対象地域）	全市民（花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域）
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する。（令和元年10月）
方法や時期を選択した理由	第3期中期プランの素案に対する住民及び関係団体の意見を聴取し、素案へ反映させるため、上記の時期を選択した。

方法②	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	花巻市地域自治推進委員会・各地域協議会への諮問
時期及び回数	令和元年10月 4回（花巻市地域自治推進委員会、大迫地域協議会、石鳥谷地域協議会、東和地域協議会）
周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。（令和元年9月下旬）
対象者（対象地域）	公共的団体から推薦された者、学識経験を有する者、公募による者 花巻市地域自治推進委員会（15人）、大迫地域協議会（15人）、石鳥谷地域協議会（15人）、東和地域協議会（14人）
結果公表の方法及び時期	市ホームページの自治推進委員会・地域協議会の開催結果をもって公表とする。（令和元年10月）
方法や時期を選択した理由	花巻市地域自治推進委員会条例第2条及び花巻市地域自治区設置条例第8条第2項の規定により、地域自治推進委員会への意見聴取及び地域協議会への諮問が必要であることから、第3期中期プランの素案に対する意見を聴取し、素案へ反映させるために上記の時期を選択した。

方法③	その他適切と判断される方法
名称	花巻市総合計画審議会への諮問
時期及び回数	令和元年10月 1回
周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。(令和元年9月下旬)
対象者(対象地域)	公共的団体等の役職員、地域協議会及び地域自治推進委員会の代表者、識見を有する者、その他市長が必要と認める者 花巻市総合計画審議会(20人)
結果公表の方法及び時期	市ホームページの総合計画審議会の開催結果をもって公表とする。(令和元年10月)
方法や時期を選択した理由	花巻市総合計画審議会は、花巻総合計画審議会条例に基づき、市の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項を調査審議するための市長の諮問機関であり、第3期中期プランの素案について諮問するため、上記の時期を選択した。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等				方向性の検討・決定		素案の検討・策定		素案策定						
方法①								通知	実施	意見の整理	結果の公表			
方法②								通知	実施	意見の整理	結果の公表			
方法③								通知	実施	意見の整理	結果の公表			

対象の名称 花巻市まちづくり総合計画第3期中期プラン

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
	<input type="checkbox"/> 周知方法 【附帯意見】方法①意見交換会の開催(地域説明会)について、多くの市民が参加できるよう広く周知を徹底されたい。
	<input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由

反映した内容とその理由
反映しなかった内容とその理由

1 参画の対象

対象の名称	花巻市子ども・子育て支援事業計画	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	【目的】 子ども・子育て支援法に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として策定 【内容】 教育・保育提供区域ごとの教育・保育の利用見込み及びその確保方策、地域子ども・子育て支援事業の利用見込み及びその確保方策、計画の推進体制 等 【計画期間】 令和2年度～令和6年度 【関係法令】 子ども・子育て支援法第61条		

2 選択した市民参画の方法

方法①	その他適切と判断される方法
名称	子ども・子育て会議
時期及び回数	令和元年7月、9月、12月、令和2年2月（年4回）
周知方法及び周知時期	開催日の2週間までに郵送により通知するとともに、市HPへ掲載する。（6月中旬、9月上旬、11月中旬、1月下旬）
対象者（対象地域）	花巻市子ども・子育て会議委員（子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援の関係団体に属する者、子ども・子育て支援に関し識見を有する者、19名）
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する。（7月下旬、10月中旬、12月下旬、3月上旬）
方法や時期を選択した理由	子ども・子育て支援法第77条において、合議制の機関と位置づけられており、会議が子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業従事者及び関係団体等、子ども・子育ての当事者が含まれており、聴取結果を素案に反映させるため上記の時期を選択した。

方法②	パブリックコメントの実施
名称	花巻市子ども・子育て支援事業計画（素案）パブリックコメント
時期及び回数	令和2年1月～2月（1か月間）
周知方法及び周知時期	広報はなまき12月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、花巻保健センターに備え付ける。
対象者（対象地域）	全市民を対象として実施する。
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する。（2月下旬）
方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。時期については、パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、選択した。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等	→		●	→		●	→		→		●	→		●
	ニーズ調査集計		調査結果の分析・保育量の見込み算出・課題の抽出		確保方策の検討		計画素案の検討・主要事業計画集約		素案パブコメ		計画案調製		計画案議会説明 計画案県協議・決定	
方法①				→	→		→	→		→	→	→		
				会議①			会議②			会議③		会議④		
方法②									●	●	●	●	●	
									資料準備	広報・HPにより周知		実施	意見整理	結果の公表

対象の名称 花巻市子ども・子育て支援事業計画

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由

反映した内容とその理由
反映しなかった内容とその理由

1 参画の対象

対象の名称	花巻市自殺対策計画	計画等の策定日(制定日)	平成31年4月1日
対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更		
対象の内容	【目的】 「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現 【計画期間】 平成31年～35年度 【関係法令】 自殺対策基本法 第13条 【内容】 地域の自殺統計の分析、自殺対策の取り組み、推進体制、評価等		

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法①	審議会その他の附属機関における委員の公募	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	健康づくり推進協議会	同左
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する	開催日の2週間以上前に郵送により通知した
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	8月下旬と2月下旬に開催(2回)	①花巻保健センター集団指導室 9月18日(火)13時30分～15時 ②花巻保健センター多目的ホール 2月26日(火)13時30分～15時
対象者(対象地域)	健康づくり推進協議会(花巻市医師会、花巻市保健推進委員協議会、花巻農業協同組合生活福祉部福祉課、岩手県中部保健所、花巻市歯科医師会、花巻市民生委員児童委員協議会、花巻市学校保健会、花巻市地域婦人団体協議会、花巻青年会議所、花巻市社会福祉協議会、花巻市食生活改善推進員協議会、花巻市薬剤師会、岩手県看護協会花巻支部、岩手県栄養士会県央地区、花巻商工会議所、花巻市スポーツ推進委員協議会、花巻市法人立保育所協議会、花巻私立幼稚園協議会、公募委員2名)	同左
実施結果意見提出者数・提出件数等		① 出席者 18名 意見 6件 ② 出席者 15名 意見 9件 のべ 33名 意見 15件

方法①	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する(平成30年9月、平成31年4月)	平成30年9月及び平成31年4月に市ホームページに掲載するとともに、各団体へ送付した。

3 実施した方法の自己評価

<p>○市民参画により効果があったこと</p> <p>素案の修正を要する意見は多くはなかったが、今後取り組みを進めるうえで参考にすべき意見を得られた。</p>
<p>○予定を変更して実施した場合の内容と理由</p>
<p>○反省点</p> <p>素案の作成に時間を要したことから、事前の資料送付が遅れ、委員への十分な周知ができなかった。</p>
<p>○市民参画の実施に当たっての改善点</p> <p>一般の方によりわかりやすい計画にするために、時間に余裕をもった計画策定スケジュールとし、広く意見を聞く方策も考えていきたい。</p>

対象の名称	花巻市自殺対策計画
-------	-----------

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法②	その他適切と判断される方法	その他適切と判断される方法
名称	自立支援協議会相談部会	同左
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する	開催日の2週間以上前に郵送により通知した
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	9月と11月の2回出席(予定)	①花巻市役所新館1階会議室 12月13日(木)13時30分～15時 ②花巻市役所新館1階会議室 3月1日(金)13時30分～15時
対象者(対象地域)	自立支援協議会相談部会(花巻市社会福祉協議会、国立病院機構花巻病院、花巻市身体障がい者相談員、中部保健所、東和地域包括支援センター、地域生活支援センターしおん、こぶし相談室、相談支援事業所しょうふう、障がい福祉課、相談支援事業所あけぼの)	自立支援協議会相談部会(花巻市社会福祉協議会、国立病院機構花巻病院、花巻市身体障がい者相談員、中部保健所、地域生活支援センターしおん、こぶし相談室、相談支援事業所しょうふう、障がい福祉課、相談支援事業所あけぼの、サポートスペース・ココアルバ、弁護士事務所)
実施結果意見提出者数・提出件数等		① 出席者11名 意見6件 ② 出席者14名 意見7件 のべ25名 意見13件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する(平成30年10月、12月)	市ホームページに掲載した(平成31年4月)

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと
素案の修正を要する意見は多くはなかったが、専門的知見のもと、今後取り組みを進めるうえで参考にすべき具体的な意見を得られた。
○予定を変更して実施した場合の内容と理由
素案作成に時間を要したことに加え、部会員の改選に伴い、部会の開催が遅れたことから、当初の開催時期より遅れた。開催時期を変更した。
○反省点
進行管理が十分でなかったことにより、素案の作成に時間を要し余裕をもった計画策定に至らなかった。
○市民参画の実施に当たっての改善点
一般の方によりわかりやすい計画にするために、時間に余裕をもった計画策定スケジュールとし、広く意見を聞く方策も考えていきたい。

方法②

対象の名称	花巻市自殺対策計画
-------	-----------

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	会計年度任用職員の給与に関する条例	<p>【目的】 会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 令和2年4月1日施行の改正地方公務員法により設置される会計年度任用職員の給与等について、制定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年9月定例会 ②施行日 令和2年4月1日</p>	対象外		地方公務員法の改正に伴う条例制定であるため。
2	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	<p>【目的】 会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 令和2年4月1日施行の改正地方公務員法により設置される会計年度任用職員の報酬、費用弁償等について、制定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年9月定例会 ②施行日 令和2年4月1日</p>	対象外		地方公務員法の改正に伴う条例制定であるため。
3	花巻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 会計年度任用職員の育児休業報酬等に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 令和2年4月1日施行の改正地方公務員法に基づき、期末手当を支給する育児休業の対象者を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年9月定例会 ②施行日 令和2年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方公務員法 ②法令改正施行日 令和2年4月1日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
4	花巻市一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の廃止	<p>【目的】 会計年度任用職員制度移行に伴い、条例を廃止する。</p> <p>【内容】 令和2年4月1日施行の改正地方公務員法に伴い、一般職非常勤職員が会計年度任用職員に移行することから、条例を廃止する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年9月定例会 ②施行日 令和2年4月1日</p>	対象外		地方公務員法の改正に伴う条例廃止であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
5	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度の見直しに係る寄附金税額控除規定の整備 ・住宅ローン控除制度の拡充に係る住宅借入金等特別税額控除規定の整備 ・大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う規定の整備 <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会対応 令和元年6月定例会 (平成31年3月29日専決処分)</p> <p>②施行日 平成31年4月1日ほか</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】</p> <p>①名称 地方税法等の一部を改正する法律</p> <p>②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
6	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額の引き上げ ・減税措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会対応 令和元年6月定例会 (平成31年3月29日専決処分)</p> <p>②施行日 平成31年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】</p> <p>①名称 地方税法施行令等の一部を改正する政令</p> <p>②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
7	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身児童扶養者に係る住民税非課税措置の導入及び関連規定の整備 ・市民税申告に係る規定の整備 ・軽自動車税の種別割に係る税率及び賦課徴収の特例に関する規定の整備 ・軽自動車税の環境性能割の非課税に係る臨時的軽減規定（賦課徴収、税率の特例を含む）の新設 <p>【議会及び施行日】</p> <p>①議会対応 令和元年6月定例会</p> <p>②施行日 令和元年10月1日ほか</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】</p> <p>①名称 地方税法等の一部を改正する法律</p> <p>②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
8	花巻市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 東日本大震災復興特別区域法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内において当該認定復興推進計画に定められた事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 引用条項等所要の整理</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 公布の日 ③適用日 平成31年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 ②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
9	花巻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 道路法第39条の規定に基づき、道路の占用料に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 ・令和元年10月1日の消費税率改正に伴う占用料の消費税率改正 ・占用期間が1か月未満の際に占用料に乘ずる100分の108を100分の110に改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 令和元年10月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成28年11月28日</p>	対象外		消費税率の改正に伴う所要の改正を行うものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
10	花巻市下水道条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 下水道法で定めるもののほか、公共下水道の設置、管理及び使用に関し必要な事項を定めている</p> <p>【内容】 ・使用料の額に係る消費税及び地方消費税の税率改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 令和元年10月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 ・平成28年11月28日</p>	対象外		消費税法等の一部改正に伴い、税率を改めるものであるため。
11	花巻市戸別浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 戸別浄化槽の適正な管理、費用負担及び譲与に関し、必要な事項を定める</p> <p>【内容】 使用料の額に係る消費税及び地方消費税の税率の改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 令和元年10月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 ・平成28年11月28日</p>	対象外		消費税法等の一部改正に伴い、税率を改めるものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
12	花巻市汚水処理施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 汚水処理施設の設置、管理及び使用に関し必要な事項を定める</p> <p>【内容】 使用料の額に係る消費税及び地方消費税の税率改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 令和元年10月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律</p> <p>②法令改正施行日 ・平成28年11月28日</p>	対象外		消費税法等の一部改正に伴い、税率を改めるものであるため。
13	花巻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 農業集落の公衆衛生及び生活環境整備を推進するため、農業集落排水施設の設置、管理及び使用に関し必要な事項を定める</p> <p>【内容】 ・使用料の額に係る消費税及び地方消費税の税率改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 令和元年10月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律</p> <p>②法令改正施行日 平成28年11月28日</p>	対象外		消費税法等の一部改正に伴い、税率を改めるものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
14	花巻市手数料条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方自治法第227条の規定に基づき徴収する手数料について定める。</p> <p>【内容】 建築基準法の一部改正により、新たな事務が追加されることに伴う当該事務の手数料追加</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年9月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 建築基準法 ②法令改正施行日 令和元年6月下旬（予定）</p>	対象外		法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
15	花巻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>【内容】 ・保証人及び貸付利率にかかる改正 ・償還方法について、年賦及び半年賦償還に月賦償還を追加 ・その他、政令改正に伴う所要の改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 公布の日 ③適用日 平成31年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 ・第8次地方分権一括法に基づく災害弔慰金の支給等に関する法律 ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 ②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い、貸付けの内容について改正を行うものであるため。
16	花巻市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市が行う介護保険について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 令和元年10月の消費税率引上げに伴う、公費による低所得者の保険料の軽減措置の規定</p> <p>【議会及び施行日等】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 平成31年4月 ③適用日 平成31年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 介護保険法施行令 ②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	保険料の賦課徴収に関するものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
17	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者に対して医療費の一部を給付することにより、これらの者の健康保持と福祉の増進に資する。</p> <p>【内容】 小学生を対象とした医療費助成について、医療機関での窓口負担を軽減する現物給付方式を、県内一斉に実施することに伴い、医療費の給付方法に関する規定を改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 令和元年8月1日</p>	対象外		給付方式の変更のみであるため。
18	東和コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市民のコミュニティ活動の活発化を図る。</p> <p>【内容】 東和コミュニティセンター整備に伴う使用料等の追加。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 令和元年10月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	使用料等に関するものであるため。
19	花巻市火災予防条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 消防法に基づき、市内の区域内における火災予防上必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 ・工業標準化法の一部を改正する法律において、法律名が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴う改正 (1) ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴いスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドにおいて作動時間が60秒以内を種別が1種に改められたことに伴う改正 (2) ・住宅用火災警報器等を設置しないことができる場合として特定小規模施設用自動火災報知設備を技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したことが追加されたことによる整備 (3)</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 令和元年7月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 ・工業標準化法 ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令 ②法令改正施行日 (1) 令和元年7月1日 (2)、(3) 平成31年2月28日</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の規定	法令の規定により、実施基準が定められており、その基準に基づくものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
20	花巻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 向学心に燃える優秀な学生であって、経済的事由により修学困難な者に学資を貸与して、有能な人材を育成する。</p> <p>【内容】 日本学生支援機構の給付型奨学金が令和2年度から最大で年間91万円まで増額されることに合わせ、市の返還免除型奨学金「はなまき夢応援奨学金」についても、利用条件の緩和を図ることで、利用者の拡大を目指すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「要自立支援者」の定義の一部変更 ひとり親世帯で住民税非課税の世帯→住民税（所得割）非課税の世帯【拡充】 ・貸与条件の一部変更 国等が行う返還免除型奨学金との併用不可→併用可【拡充】 <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年9月定例会 ②施行日 令和2年4月1日</p>	対象外		貸与条件の一部を拡充するものであるため。
21	花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める</p> <p>【内容】 ・家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保の要件緩和 ・満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所についての連携施設確保の要件緩和 ・連携施設の確保が困難な場合の連携施設を確保しないこととできる経過措置の期限延長</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ②省令改正施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。